

年管管発 1 1 0 6 第 7 号
平成 2 5 年 1 1 月 6 日

地方厚生（支）局
年金調整（年金管理）課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金保険料の
免除制度の改善について」の一部改正について

標記については、平成 24 年 7 月 6 日付年管管発 0706 第 2 号通知により取り扱っているところであるが、特例免除の申請において添付が必要となる婦人相談所等が発行する「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」については、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではないことから、証明の趣旨をより明確にするため、今般、その一部を別添の新旧対照表のとおり改正することを日本年金機構に通知したので、地方厚生（支）局におかれても遺漏なきよう取り扱われたい。

また、管内の市町村の国民年金主管課に対しても当該取扱いについて周知徹底を図られたい。

年管管発 1 1 0 6 第 6 号
平成 2 5 年 1 1 月 6 日

日本年金機構
事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金保険料の
免除制度の改善について」の一部改正について

標記については、平成 24 年 7 月 6 日付年管管発 0706 第 1 号により取り扱っているところであるが、婦人相談所等が発行する「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の証明の趣旨をより明確にするため、今般、その一部を別添の新旧対照表のとおり改正したので通知する。

新旧対照表（下線部分は改正箇所）

改正後	改正前
<p>2 特例免除に係る具体的な事務処理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 添付書類</p> <p>① (略)</p> <p>② 初回申請時の証明書</p> <p>特例免除が承認されたことのある者及び「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」（平成19年2月21日庁保険発0221001号）（以下「秘密の保持の配慮に関する通知」という。）に基づき、秘密の保持の配慮について申出を行い受理されている者を除き、婦人相談所が発行する、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書を含む。以下「証明書」という。）（別紙2）を添付すること。（証明書は、改正後の秘密の保持の配慮に関する通知の別紙1と共通の様式例である。なお、証明書における「保護」には、来所相談（電話相談を除く。）のみの場合も含まれるものであり、<u>配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。</u>）</p> <p>ただし、裁判所において発行する法第10条に基づく保護命令に係る書類等他の公的機関が発行する配偶者からの暴力を</p>	<p>2 特例免除に係る具体的な事務処理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 添付書類</p> <p>① (略)</p> <p>② 初回申請時の証明書</p> <p>特例免除が承認されたことのある者及び「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」（平成19年2月21日庁保険発0221001号）（以下「秘密の保持の配慮に関する通知」という。）に基づき、秘密の保持の配慮について申出を行い受理されている者を除き、婦人相談所が発行する、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書を含む。以下「証明書」という。）（別紙2）を添付すること。（証明書は、改正後の秘密の保持の配慮に関する通知の別紙1と共通の様式例である。なお、証明書における「保護」には、来所相談（電話相談を除く。）のみの場合も<u>含まれる。</u>）</p> <p>ただし、裁判所において発行する法第10条に基づく保護命令に係る書類等他の公的機関が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証する書類の提示を持って証明書に代えることができること。</p> <p>なお、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターにおい</p>

理由として保護した旨を証する書類の提示を持って証明書に代えることができること。

なお、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターにおいて、保護や相談の実績等によっては直ちに証明書の発行が行えないことがあることから、その場合は、免除申請書はあらかじめ受付し、後日、証明日が申請書の受付日から3ヶ月後以内の証明書を後日提出させること（3ヶ月を過ぎても証明書が提出されない場合は、当該申請を一般の免除申請として処理し、免除申請書の備考欄にその旨を記入すること）。

③～⑤ （略）

て、保護や相談の実績等によっては直ちに証明書の発行が行えないことがあることから、その場合は、免除申請書はあらかじめ受付し、後日、証明日が申請書の受付日から3ヶ月後以内の証明書を後日提出させること（3ヶ月を過ぎても証明書が提出されない場合は、当該申請を一般の免除申請として処理し、免除申請書の備考欄にその旨を記入すること）。

③～⑤ （略）

配偶者と住居が異なること等の申出書

① 申出者	(フリガナ) 氏名		【男・女】
	生年月日	【 昭和 ・ 平成 】 年 月 日	
	(※1) 住居地	(〒 -) 配偶者に対して、この住居地を知られないよう秘密の保持を行う必要がありますか。【 はい ・ いいえ 】	
	基礎年金番号		
② 配偶者	(フリガナ) 氏名		【男・女】
	生年月日	【 昭和 ・ 平成 】 年 月 日	
	(※2) 住所	(〒 -)	
③ 世帯主	(※3) 世帯主(父母等の第三者)がいますか。【 はい ・ いいえ 】 <u>はい</u> の場合、世帯主と②配偶者は、【 同居 ・ 別居 】 (「いいえ」の場合は、記入不要です。)		

【 】内は、該当する方に「○」を付してください。
 (※1) あなた(申出者)が住んでいる住居地を記入してください。後日、記入していただいた住居宛に国民年金保険料免除等の承認(却下)通知書を送付します。
 (※2) 配偶者の住所を記入してください。
 (※3) あなた(申出者)の住民票上の世帯主について記載してください。

上記のとおり、配偶者からの暴力を受けていることにより、配偶者と住居が異なること等を申出します。

平成 月 月 日
 申出者氏名 _____ 印

[添付書類]
 裏面に記載してある申出者の住居地を確認できる書類の写しが必要です。

.....(別紙1裏面)

[添付書類]
 申出者の住居地が確認できる書類として、以下に例示するいずれかの書類等(住居地が確認できるものに限る)の写しを添付してください。

- 1 世帯全員の住民票の写し ※配偶者と住民票が異なる場合
- 2 国民健康保険証
- 3 不動産賃貸契約書
- 4 電気、ガス、水道料金等の公共料金の請求書(又は領収書)
- 5 携帯電話料金の請求書(又は領収書)

配偶者と住居が異なること等の申出書

① 申出者	(フリガナ) 氏名		【男・女】
	生年月日	【 昭和 ・ 平成 】 年 月 日	
	(※1) 住居地	(〒 -) 配偶者に対して、この住居地を知られないよう秘密の保持を行う必要がありますか。【 はい ・ いいえ 】	
	基礎年金番号		
② 配偶者	(フリガナ) 氏名		【男・女】
	生年月日	【 昭和 ・ 平成 】 年 月 日	
	(※2) 住所	(〒 -)	
③ 世帯主	(※3) 世帯主(父母等の第三者)がいますか。【 はい ・ いいえ 】 <u>はい</u> の場合、世帯主と②配偶者は、【 同居 ・ 別居 】 (「いいえ」の場合は、記入不要です。)		

【 】内は、該当する方に「○」を付してください。
 (※1) あなた(申出者)が住んでいる住居地を記入してください。後日、記入していただいた住居宛に国民年金保険料免除等の承認(却下)通知書を送付します。
 (※2) 配偶者の住所を記入してください。
 (※3) あなた(申出者)の住民票上の世帯主について記載してください。

上記のとおり、配偶者からの暴力を受けていることにより、配偶者と住居が異なること等を申出します。

平成 月 月 日
 申出者氏名 _____ 印

[添付書類]
 裏面に記載してある申出者の住居地を確認できる書類の写しが必要です。

.....(別紙1裏面)

[添付書類]
 申出者の住居地が確認できる書類として、以下に例示するいずれかの書類等(住居地が確認できるものに限る)の写しを添付してください。

- 1 住民票謄本の写し ※配偶者と住民票が異なる場合
- 2 国民健康保険証
- 3 不動産賃貸契約書
- 4 電気、ガス、水道料金等の公共料金の請求書(又は領収書)
- 5 携帯電話料金の請求書(又は領収書)

改正後

別紙2(表面)

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書(様式例)

(フリガナ) 氏名(※1)		男・女
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日
現住所		
連絡先等(※2)		
(フリガナ) 同伴家族氏名(※3)		男・女
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日
現住所		
連絡先等(※2)		
婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター(※4) 機関名及び代表者氏名 所在地、電話番号 婦人相談員(※5) 所属機関名及び所属長氏名 所在地、電話番号 受付日 年 月 日		

上記の者は、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明する。

なお、本証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請又は年金事務所等が管理する記録について秘密の保持の配慮に関する申出に使用する場合に限る。

年 月 日

婦人相談所(※6)の名称

代表者氏名

印

所在地、電話番号

本人の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号 及び年金コード(※7)	
同伴家族の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号 及び年金コード(※8)	

現行

別紙2(表面)

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書(様式例)

(フリガナ) 氏名(※1)		男・女
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日
現住所		
連絡先等(※2)		
(フリガナ) 同伴家族氏名(※3)		男・女
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日
現住所		
連絡先等(※2)		
婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター(※4) 機関名及び代表者氏名 所在地、電話番号 婦人相談員(※5) 所属機関名及び所属長氏名 所在地、電話番号 受付日 年 月 日		

上記の者は、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明する。

なお、本証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請又は年金事務所等が管理する記録について秘密の保持の配慮に関する申出に使用する場合に限る。

年 月 日

婦人相談所(※6)の名称

代表者氏名

印

所在地、電話番号

本人の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号 及び年金コード(※7)	
同伴家族の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号 及び年金コード(※8)	

改正後	現行
<p style="text-align: right;">(裏面)</p> <p>※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。 「保護した者」とは、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」とする。</p> <p>※2 年金事務所等から年金手帳や年金証書等を送付する場合の連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可）を記入すること。</p> <p>※3 配偶者からの暴力の被害を受けている者（本人）に被保険者又は年金受給権者たる同伴家族がいる場合には、その者の氏名を記入すること。</p> <p>※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。</p> <p>※5 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合に所属長が記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。</p> <p>※6 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。</p> <p>※7及び8 不明である場合には空欄にすること。</p> <p>(その他)</p> <p>1 証明書の太枠内は原則被害者の保護等を行った機関等が記入し、基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コードについては本人が記入すること。</p> <p>2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者及び来所相談のあった者に対して婦人相談所等が発行するものであり、<u>配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。</u></p> <p>3 <u>この証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請又は年金事務所等で管理している国民年金及び厚生年金保険の被保険者及び受給者の記録について、秘密の保持に配慮してほしい旨の申出を行う場合に限る。</u></p> <p>4 <u>3の申出の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に年金事務所に確認すること。</u></p> <p>5 年金事務所等においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者（<u>配偶者であった者を含む。</u>）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。</p>	<p style="text-align: right;">(裏面)</p> <p>※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。 「保護した者」とは、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」とする。</p> <p>※2 年金事務所等から年金手帳や年金証書等を送付する場合の連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可）を記入すること。</p> <p>※3 配偶者からの暴力の被害を受けている者（本人）に被保険者又は年金受給権者たる同伴家族がいる場合には、その者の氏名を記入すること。</p> <p>※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。</p> <p>※5 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合に所属長が記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。</p> <p>※6 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。</p> <p>※7及び8 不明である場合には空欄にすること。</p> <p>(その他)</p> <p>1 証明書の太枠内は原則被害者の保護等を行った機関等が記入し、基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コードについては本人が記入すること。</p> <p>2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者及び来所相談のあった者に対して婦人相談所等が発行するものであり、<u>国民年金保険料の免除申請又は年金事務所等で管理している国民年金及び厚生年金保険の被保険者及び受給者の記録について、秘密の保持に配慮してほしい旨の申出を行う場合にこの証明書を添付することとなる。</u></p> <p>3 <u>2の申請の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に年金事務所に確認すること。</u></p> <p>4 年金事務所等においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者（<u>配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。</u>）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。</p>